

答 申 第 14 号

平成20年11月 4日

松阪市長 下 村 猛 様

松阪市個人情報保護審査会

会長 牧 戸 哲

不服申立てに関する諮問について（答申）

平成20年9月10日付08松職第610号にて諮問のありました下記の事項について、本書のとおり答申します。

記

平成20年7月15日付08松職第427号にて「平成19年度第1回倫理委員会審議結果報告書、平成19年度第2回倫理委員会審議結果報告書」を部分開示とした決定についての異議申立てに係る事案

審査会開催日

平成20年9月30日 第9回松阪市個人情報保護審査会

## 答 申

### 1 審査会の結論

松阪市長（以下「実施機関」という。）が、平成20年7月15日付 08 松職第 427 号にて部分開示決定とした「平成19年度第1回倫理委員会審議結果報告書、平成19年度第2回倫理委員会審議結果報告書」（以下「本件対象文書」という。）について、部分開示とした決定は妥当である。

### 2 異議申立ての経緯

異議申立人は平成20年7月1日付で、松阪市個人情報保護条例（平成17年1月1日松阪市条例第7号。以下「条例」という。）第14条第1項の規定に基づき、「私の文書訓告処分に係る一連の審議経過内容（すべての情報）」についての個人情報開示請求を実施機関に対し行った。これを受け、実施機関は本件対象文書を特定し、条例第18条第1項の規定に基づき、条例第15条第2号に規定する個人の評価に関する情報及び同条第3号に規定する本人以外の個人情報が含まれているとして、平成20年7月15日付で一部を不開示とする決定を行なった。

これに対し異議申立人は平成20年9月4日、上記決定を不服とし実施機関に異議申立てを行い、本決定の取り消しを求めたものである。

### 3 異議申立て理由の要旨

異議申立人が異議申立書、実施機関の部分開示理由説明書に対する意見書及び意見陳述による主張は概ね以下のとおりである。

#### （1）異議申立ての理由等

- ① 文書訓告は任命権者の指導行為であることから、懲戒制度に類すると捉えられることができ、地方公務員法第27条（分限及び懲戒の基準）第1項「すべての職員の分限及び懲戒については、公正でなければならない。」が適用をされるが、本件で開示決定された情報からは、公正な審議評価がされたのか全く明らかになっていない。
- ② 事前に行われた事情聴取が、わずか数分足らずの極めて形式的なものであったことや、本件対象文書の中で最も重要である「審議概要及び結果」欄が開示されていない部分を含めてもわずか十数行しか記録されていないことから、恣意的な事実認定や事実誤認が行われた可能性が否定できない。もし処分に平等原則違反があるときは、任命権者の処分における裁量権の濫用として、当該処分は違法たるを免れない。
- ③ 実施機関が本件対象文書の部分開示の根拠とする条例第15条第2号に規定する情

報とは到底言えない。

④ 上記により部分開示は不当であり、更なる情報の開示を求める。

#### 4 実施機関の説明の要旨

実施機関が一部不開示決定に係る理由説明書及び意見陳述において主張する趣旨は、概ね次のとおりである。

- (1) 異議申立人に対する文書訓告に際し、非違行為報告の事実関係を関係職員に確認した上で当該処分を行った。その際に異議申立人にも同様の確認を行ったが、その事実関係を受け入れることは無く、文書訓告処分に関しても不当であるとの姿勢を示している。

このような状況の中、異議申立人の非違行為に係る本人に対しての評価、判定等の記載をすべて開示した場合、このような案件において同様の情報は開示せざるを得なくなること、また処分の審議に当る関係職員が容易に推察又は特定できることを考え合わせると、審議に関わる職員が何らかの心理的圧迫を受け、今後の評価、判定及び指導等の適正な実施に著しい支障が生じるおそれが懸念されるため、条例第15条第2号に該当するものと判断し係る部分を不開示とした。

- (2) さらに本件対象文書には、異議申立人以外の審議事案の内容の記載があるため、開示することにより当該事案に係る個人のプライバシーを侵害するおそれがあるため、条例第15条第3号に該当するものと判断し係る部分を不開示とした。

#### 5 審査会の判断

- (1) 基本的な考え方

条例の目的として第1条に「この条例は、個人情報の保護が個人の尊厳の確保のために必要不可欠であることにかんがみ、個人情報の適正な取扱いについて必要な事項を定めるとともに、松阪市が保有する自己に関する個人情報の開示、訂正等を求める権利を明らかにすることにより、適正かつ円滑な市政運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。」と規定されている。個人情報とは、プライバシーをはじめとする個人の権利利益に密接に関わる情報であり、これを保護しひいては個人の尊厳を尊重しようとするものである。

また、個人情報とは前述のとおり条例第1条に「自己に関する個人情報」とあり、条例第13条及び第15条の規定により原則本人のみに請求の権利があり、開示されるものとされており、自己の情報の内容や流れなどを確認することができるよう法的権利として条例が承認している。

- (2) 本件対象文書について

審査会は、実施機関に本件対象文書の提出を求めその調査を行った。

本件対象文書は松阪市職員倫理規程（平成17年1月1日訓令第13号。以下「倫理規程」という。）に基づく松阪市職員倫理委員会（以下「倫理委員会」という。）において、

審議審査された内容の概要及び審議結果が記載されている。

本件対象文書にはいずれも、１．開催日時、２．開催場所、３．出席者、４．審議事項、５．その他の各項目があり、４．審議事項は、審議する案件、対象職員と審議概要及び結果が記載されていることが確認された。

(３) 地方公務員法に定める分限及び懲戒における公正性を明らかにするための情報開示の必要性について

異議申立人の主張する地方公務員法第２７条第１項には、職員に対する分限或いは懲戒に関する理念が規定されており、職員の処分等に際し公正であることを求めているものであり、任命権者に一定の責務を課しているものと解される。

本件に係る処分が懲戒に類されるものかは本審査会の推考する事項ではなく、同項の適用を議論することはできない。

本件対象文書の開示決定にあっては、条例に準拠した決定であるか否かをもって判断すべきであり、本件に係る実施機関が行った処分に至る経過についての評価が、地方公務員法第２７条第１項が求める公正性の如何によって、本件対象文書の開示決定の判断には至らず、又その根拠とは言い難い。

異議申立人は、事情聴取がわずか数分足らずの形式的なものであったこと、「審議概要及び結果」欄がわずか十数行しか記録されていないことから、恣意的な事実認定や事実誤認が行われた可能性が否定できないとし、情報開示の必要性を主張している。

本件に係る実施機関が異議申立人に行った処分に関する事実についての疑義は、実施機関の調査等により排除されることが望まれるべきであり、本件異議申立てに係る審査会において述べるべきものではない。ただし条例の目的を達成するため、本件対象文書の個人情報の中でも、現実に発生或いは認識された客観的事実情報については開示されるべきものとする。本件対象文書の不開示部分に関して、本審査会で記載内容を確認したところ、係る部分には事実情報が記載されているのではなく、倫理委員会における見解が記載されていることが確認でき、本人の評価に関する情報に類されるものと判断できる。したがって、その内容の開示については、条例第１５条第２号の該当性について検討すべきものと判断する。

(４) 条例第１５条第２号の該当性について

条例第１５条第２号では、「不開示情報」として「個人の評価、診断、判定、指導、相談、推薦、選考等に関する個人情報であって、本人に開示することによって事務の適正な執行に著しい支障が生ずるおそれがあるもの」と規定している。これらの規定の適用を判断するには、記載内容を考察し総合的に判断する必要がある。

① 開示決定部分について

「審議概要及び結果」の開示された部分にあっては、事実関係及び「平成１９年度第１回倫理委員会審議結果報告書」では倫理委員会の意見として、「しばらくは様子を見守っていく必要がある」との記載、また「平成１９年度第２回倫理委員会審議結果報告書」には、

文書訓告とする理由付けの記載が見られる。事実関係に関しては実施機関が聞取調査などで得た事実であるとの説明であったが、異議申立人は、意見陳述の中でもその事実の認識の段階から実施機関と意見を異にしており、真実が如何なるものであったかを確認することは困難であった。ただし、当該情報を保有する実施機関が事実として記録しているものであれば、本審査会においてはそれを事実情報であるとの認識の下審査することとなる。条例の第15条第2号の規定によれば、個人の評価等の情報に関し不開示とすることができるとある。しかし、客観的事実のみの記載は評価情報であるとは言い難く、また条例に定める不開示情報の何れにも当たるものでもないため、開示すべき情報と認められる。又「…しばらくは様子を見守っていく必要がある」との内容及び文書訓告とした理由に関する記述については、単なる状況説明の補足に過ぎない記述であること、また他方は既に異議申立人に示されている内容とほぼ一致するため、事務の適正な執行に著しい支障が生ずるおそれがあるとは言い切れず、したがって係る部分について開示とした実施機関の決定は相当であったといえる。

## ② 不開示部分について

不開示とされた部分には、倫理委員会で検討された審議案件に係る見解が記載されている。それらは、①の項で述べた開示部分と比較し、その性質を異にする異議申立人或いは審議案件に対する評価情報と読み取ることができ、当該部分を開示することによる今後の事務遂行への影響として、次のとおり推考される。

倫理委員会は非違行為の態様から被処分者の勤務態度につき適正な評価を求められており、忌憚の無い意見、率直な主観的評価が公にされれば、今後の適正な評価に支障が生じ、公正かつ円滑な人事行政の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められる。さらに、倫理委員会を構成する委員がすべて市職員であり各個人を容易に特定できることから、各委員への感情的な反発や無用な誤解等の懸念、またそれを忌避するため率直な意見の発言が消極的となることへの懸念など、倫理委員会の機能そのものへの障害となる可能性が否定できない。

よって、当該不開示部分は、条例第15条第2号に規定する、本人に開示することによって事務の適正な執行に著しい支障が生ずるおそれがある個人の評価に関する情報との実施機関の判断は是認できる。

## (5) 本件対象文書における異議申立人以外の情報について

本件対象文書のいずれにも、異議申立人とは別個の個人の案件についての報告が記載されており、これらは、条例第15条第3号に規定する本人以外の情報と解され、またもとより本件において開示請求のあった個人情報ではないため、不開示とすべき情報であると認められる。

## (6) 結論

よって、「1 審査会の結論」のとおり答申する。

## 6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は次のとおりである。

### 審査会の処理経過

| 年 月 日       | 処 理 内 容                                         |
|-------------|-------------------------------------------------|
| 平成20年 9月10日 | 諮問書受理                                           |
| 平成20年 9月11日 | 実施機関に対して部分開示理由説明書の提出依頼及び口頭意見陳述希望の確認             |
| 平成20年 9月12日 | 部分開示理由説明書受理                                     |
| 平成20年 9月16日 | 審査請求人に対して部分開示理由説明書（写し）の送付、意見書の提出依頼及び口頭意見陳述希望の確認 |
| 平成20年 9月24日 | 意見書受理                                           |
| 平成20年 9月30日 | 書面審理<br>実施機関の部分開示理由説明の聴取<br>審議（第9回審査会）          |
| 平成20年11月 4日 | 答申                                              |